

ま え が き

教育基本法が昭和 22 年 3 月に制定以来、平成 19 年に 60 年ぶりの改正がなされ、初めて私立学校の位置づけが明確に規定されました。そして、新法の目的や理念を具体化するための教育振興基本計画の策定が義務づけられたことは、国民の「教育」に関する価値観が成熟してきた結果であり、「私立学校維新」ともいえる時期に突入したといっても過言ではありません。

次世代教育は、「国家の存亡」にかかわる程の国政の重要事項です。今日の社会状況から鑑みれば特色ある多様化した私立学校教育の重要性が認識されてきており、その責任は重いのです。

中教審に「中・長期的な大学教育の在り方」が諮問され、グローバル化の流れから国際的にも通用する「教育の質の保証」が求められる中、その大前提として小・中・高等学校の基礎教育こそが、しっかり確立されていかなければならないのです。

本校の現状から考えるに、とかく私立学校の教員は、「転勤がなくマンネリ化する傾向がある。しかし、一丸となれば大きな成果が出せる。」、「教員養成大学の出身者は少ない。しかし、多様な価値ある人材がいる。」、「財政的な問題から、教員の研修制度が不十分であり、指導力の個人差が大きい。」等々から教員の「資質の向上」がより一層重要な気が致します。すでに、大学では自己点検・評価が進んでおります。7 年に一度、大学評価機構の調査が行われ始めましたが、多分に形式的なものとなってしまうという批判や反省の声もあがっております。高校以下も学校評価が義務づけられましたが、大学評価と同様にいかにして価値あるものにしていくかが問われます。

そこで、本学園では平成 20 年度に学園本部が中心となり各校中期計画の策定の中心に「教育内容の充実」を掲げ、法人本部の中に「中等教育研究部」を設置致しました。そこは、前中央教育審議会臨時委員の深谷孟延先生や教育学博士のサルカール アラニ・モハメッド レザ先生を始め研究部員によって、星城教育を改善していくために授業研究を柱とした教員の研修・研究をするパイオニア的機関であります。

今回その部員である星城中学校・春木利久教諭、星城高等学校・植松康張教諭の一年間に亘る実践研究をまとめ、紀要として創刊することに致しました。

拙い内容ではありますが、各位の叱咤激励・ご批評をいただければ幸甚であります。

平成 21 年 3 月 15 日

名古屋石田学園
理事長 石田 正 城